

新座市告示第 14 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第2項の規定により次のとおり一般廃棄物処理業の許可の更新をしたので、新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成15年新座市規則第32号）第12条第2号の規定により告示する。

令和8年1月19日

新座市長 並 木 傑



氏名又は名称	代表者	住所又は所在地	許可の有効期間
クリーンシステム株式会社	井古田 晃伸	埼玉県さいたま市浦和区 常盤二丁目9番10号	令和8年2月1日から 令和10年1月31日まで